

令和3年1月14日

各位

広島労働局雇用環境・均等室長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等に係る周知協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月7日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、令和2年12月28日に「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第402号）が告示、適用されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の期限が、令和4年1月31日まで延長されました。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の対象期間及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設期間についても、それぞれ延長されたところです。

つきましては、下記の資料をお送りいたしますので、窓口への資料設置等、周知に御協力いただきますよう、お願いいたします。

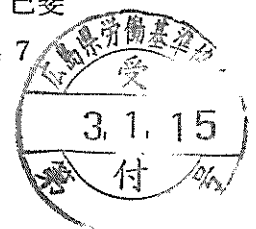
記

- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について : 20部
- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください : 20部
- ・新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください! : 20部
- ・休業開始時賃金月額証明書（育児）の作成に当たっての留意事項 : 20部

(担当)

広島労働局雇用環境・均等室 己斐

TEL 082-221-9247



(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金 Q&A  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000645307.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の取扱いについて (Q&A)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000627573.pdf>
- ・職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について (厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)